豊田市旧簡易水道施設更新工事

（設計・施工一体型）

入札説明書

令和７年７月

豊田市上下水道局

【 目次 】

[第１章 入札説明書の位置づけ 1](#_Toc204617218)

[第２章 本事業の概要 2](#_Toc204617219)

[２.１ 事業の目的 2](#_Toc204617220)

[２.２ 事業名称 2](#_Toc204617221)

[２.３ 事業箇所 2](#_Toc204617222)

[２.４ 事業主体 2](#_Toc204617223)

[２.５ 事業方式 2](#_Toc204617224)

[２.６ 選定方式 2](#_Toc204617225)

[２.７ 対象施設及び業務 2](#_Toc204617226)

[２.８ 業務範囲 3](#_Toc204617227)

[２.９ 事業期間 3](#_Toc204617228)

[２.１０ 予定価格 3](#_Toc204617229)

[２.１１ 低入札価格調査 3](#_Toc204617230)

[２.１２ 当市による事業の実施状況のモニタリング 4](#_Toc204617231)

[第３章 事業スキーム及び入札参加者の構成 5](#_Toc204617232)

[３.１ 事業スキーム 5](#_Toc204617233)

[３.２ 入札参加者等の構成等 5](#_Toc204617234)

[第４章 入札参加者の資格要件 6](#_Toc204617235)

[４.１ 入札参加者等の入札参加資格要件 6](#_Toc204617236)

[４.２ 本事業の入札参加者に必要な資格要件 6](#_Toc204617237)

[４.３ 設計技術者の資格要件 8](#_Toc204617238)

[第５章 入札参加者の募集及び落札者選定の手順及び日程 9](#_Toc204617239)

[第６章 入札参加に関する留意事項 10](#_Toc204617240)

[６.１ 入札説明書の承諾 10](#_Toc204617241)

[６.２ 費用負担 10](#_Toc204617242)

[６.３ 入札参加において使用する言語・通貨単位及び時刻 10](#_Toc204617243)

[６.４ 提出書類の取扱い 10](#_Toc204617244)

[６.５ 提示資料の取扱い 10](#_Toc204617245)

[６.６ 必要事項の通知 10](#_Toc204617246)

[第７章 入札の手続き等 11](#_Toc204617247)

[７.１ 入札参加資格の確認 11](#_Toc204617248)

[７.２ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答 11](#_Toc204617249)

[７.３ 資料閲覧 11](#_Toc204617250)

[７.４ 入札書類の提出 12](#_Toc204617251)

[７.５ 各書類提出先及び本事業に係る連絡先 12](#_Toc204617252)

[７.６ 入札の辞退 13](#_Toc204617253)

[７.７ 選考委員会 13](#_Toc204617254)

[７.８ ヒアリング 13](#_Toc204617255)

[７.９ 開札 14](#_Toc204617256)

[７.１０ 評価の基準 14](#_Toc204617257)

[７.１１ 落札者の決定 14](#_Toc204617258)

[７.１２ 低入札調査価格 14](#_Toc204617259)

[第８章 提出書類 15](#_Toc204617260)

[８.１ 入札参加資格確認申請時の提出書類 15](#_Toc204617261)

[８.２ 入札時の提出書類 16](#_Toc204617262)

[第９章 当市と事業者の責任分担 17](#_Toc204617263)

[９.１ 基本的考え方 17](#_Toc204617264)

[９.２ 予想されるリスクと責任分担 17](#_Toc204617265)

[第１０章 契約に関する事項及び対価の支払い 18](#_Toc204617266)

[１０.１ 契約の締結 18](#_Toc204617267)

[１０.２ 契約を締結しない場合の条件 18](#_Toc204617268)

[１０.３ 契約保証金 18](#_Toc204617269)

[１０.４ 契約の枠組み 18](#_Toc204617270)

[第１１章 対価の支払い 19](#_Toc204617271)

[１１.１ 費用の構成 19](#_Toc204617272)

[１１.２ 費用の調達 19](#_Toc204617273)

[１１.３ 費用の支払方法 19](#_Toc204617274)

# 入札説明書の位置づけ

豊田市旧簡易水道施設更新工事（設計・施工一体型）入札説明書（以下、「入札説明書」という。）は、豊田市上下水道局上水運用センター（以下、「当市」という。）が「豊田市旧簡易水道施設更新工事（設計・施工一体型）」（以下、「本事業」という。）を民間事業者の技術的能力の活用を図るため、設計・施工を民間事業者に一括して委ねる事業手法である「設計・施工一括発注方式」（DB（Design Build）方式）により実施するに当たり、総合評価による一般競争入札方式を用いて本事業に係る入札参加者の募集及び選定を行う際、入札参加者を対象に交付するものである。

また、以下の文書は入札説明書と一体のものであるため、提出書類の作成に当たっては、精読の上、遺漏の無いように努めること。

#### 要求水準書

#### 落札候補者選定基準

#### 様式集

#### 設計工事請負契約書（案）

# 本事業の概要

## 事業の目的

本事業は、当市の旧簡易水道地区における更新基準年数を迎える施設の更新を主とする設備更新及び濁度・色度対策を主とする水質改善を包括的に実施することを目的としており、設計・施工一括発注方式及び複数年契約により、民間事業者の創意工夫が最大限に発揮されることを期待するものである。

## 事業名称

豊田市旧簡易水道施設更新工事（設計・施工一体型）

## 事業箇所

豊田市阿蔵町ほか　地内

## 事業主体

豊田市上下水道局　上水運用センター

## 事業方式

設計・施工一括発注方式（DB方式）

## 選定方式

本事業は、相応の技術力を有する事業者を選定する必要があるため、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、入札価格に加え、事業計画、設計・施工・工程等に関する事項等に対する技術提案等を総合的に評価する総合評価による一般競争入札方式（地方自治法施行令第１６７条の１０の２）により行うものとする。

## 対象施設及び業務

本事業の内容は以下の事業であり、対象施設及び業務の概要は図表２‑１に示すとおりとする。

#### 設備更新

#### 水質改善

図表２‑１　対象施設の概要



## 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計業務及び工事であり、その概要は図表２‑２のとおりである。

図表２‑２　事業者が行う業務範囲の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 業 務 | 備 考 |
| 設計業務 | 詳細設計業務 | 設備更新、水質改善の詳細設計を行う。また、設計図書の作成を行う。 |
| 設計に伴う各種申請等の補助業務 | 各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る当市の補助を行う。 |
| 工事 | 工事 | 図表２‑１に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。 |
| 工事に伴う各種許認可等の申請業務 | 各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。 |

## 事業期間

事業期間は、当市と事業者との間で締結する本事業の契約締結日から令和１０年２月２９日までとする。

## 予定価格

本事業の予定価格は事後公表とする。

## 低入札価格調査

本事業は設計業務及び工事ともに低入札価格調査を実施する。低入札価格調査の方法について、設計業務は「豊田市工事関係委託低入札価格調査等実施要綱」及び「工事関係委託の最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しについて（通知）」（令和６年５月２９日）、工事は「豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱」に基づくものとする。

## 当市による事業の実施状況のモニタリング

#### モニタリングの内容

当市は、事業者が行う設計業務及び工事が要求水準書等に定める要件及び事業者が技術提案書で提案した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

当市のモニタリングにより、設計業務及び工事の実施状況が要求水準書等に定める要件及び事業者が提案した内容を満たしていないと判断される場合には、当市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講ずるものとする。

当市はモニタリングの実施を第三者（以下、モニタリング企業という。）に委託することができる。

#### モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、当市が実施するモニタリングに係る費用は当市が負担する。事業者自らが実施するモニタリング、いわゆるセルフモニタリングに係る費用は事業者が負担する。

# 事業スキーム及び入札参加者の構成

## 事業スキーム

本事業で想定する事業スキームは、次図に示す事業スキームを基本とし、これを参考として、３.２に示す要件の範囲で本事業に効果的な事業スキームを構成すること。



※特定ＪＶの代表者又は構成員には地元工事企業を１者以上含むこと。

## 入札参加者等の構成等

#### 入札参加者の構成は、２者の企業により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）とする。以下に用語の説明を示す。

代表者　　　　　　：特定ＪＶの代表企業（代表構成員）

構成員　　　　　　：特定ＪＶの代表企業以外の企業

地元工事企業：豊田市内に本店を有する企業

協力企業　　　：入札参加者より業務を請け負う企業（設計業務、機械工事、電気工事）

#### 代表者及び構成員は他の入札参加者の代表者、構成員及び協力企業になることはできない。

#### 特定ＪＶの施工方式は、共同施工方式によるものであること。代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならないものとする。また、代表者が入札参加手続きを行うこと。

#### 本事業の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り豊田市内に本店を有する業者を活用すること。また、本事業において使用する資機材等については、可能な限り市内で製造産出される資機材を使用し、これに該当しない場合は、豊田市内に本店を有する業者が販売するものを優先的に使用すること。

# 入札参加者の資格要件

## 入札参加者等の入札参加資格要件

特定ＪＶの代表者及び構成員は、いずれも以下の要件を全て満たすこと。

#### 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者でないこと。

#### 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

#### 参加表明書の提出日から当該案件の落札決定までの間、豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

#### 参加表明書の提出日から当該案件の落札決定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

#### 以下のいずれかに該当する者でないこと。

##### 本事業に係る選考委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

##### 本事業における事業者の募集及び選定に係るアドバイザリー業務に関与した者と資本面又は人事面において関連がある者。

「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資額の総額の１００分の５０を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

なお、本事業における事業者の募集及び選定に係るアドバイザリー業務に関与した者は次のとおりである。

・ 株式会社中央設計技術研究所

## 本事業の入札参加者に必要な資格要件

#### 特定ＪＶの代表者及び構成員は、公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録があり、特定JVのいずれかが「水道施設工事」の登録を有する者であること。

#### 特定ＪＶの代表者又は構成員には、豊田市内に本店を有する地元工事企業を１者以上含めること。

#### 特定ＪＶの代表者又は構成員のいずれかが、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する「水道施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

#### 特定ＪＶの代表者と構成員のいずれもが、建設業法施行規則第２７条の２３に規定する経営事項審査について、入札参加資格審査書類の受付を行う日から起算して１年７か月以内に受審していること。

#### 特定ＪＶの代表者又は構成員のいずれかが入札参加資格確認基準日（入札参加資格確認申請書類の提出締切日）において総合評定通知書の総合評定値（P点）が水道施設工事について７５０点以上であること。

#### 次の要件を満たす監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。なお、入札参加者と本事業に係る公告日以前に３か月以上直接かつ恒常的な雇用関係にあること。配置予定技術者は提出後の変更を認めないが、現場代理人は提出時に記載した現場代理人を拘束するものではない。

##### 本事業の該当工種である「水道施設工事」の建設工事業に係る監理技術者資格証を有する者を本事業現場に専任で配置できること。ただし、代表者以外の構成員は、下請金額に応じて、国家資格を有する主任技術者を配置できれば可とする。

##### 監理技術者は、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。また、工場製作期間における分割登録も可とする。

##### 本事業において、特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の（ア）から（ク）の要件を全て満たすものとする。

###### 監理技術者補佐を専任で配置すること。

###### 監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、１級施工管理技士補の資格を有する者又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。

###### 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

###### 同一の特例監理技術者の配置は、他機関発注の公共工事・民間工事を含め２件までであること。ただし、兼任する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼任を認める場合に限る。なお、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

###### 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が共に当市内の工事であること。

###### 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならないものであること。

###### 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

###### 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

##### 本事業の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項（ア）から（ク）の事項について確認できる書類を提出すること（（カ）から（ク）については、業務分担、連絡体制等を施工計画書等に記載すること）。

##### 本事業において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

#### 上記（５）に掲げるもののほか、建設業法第２６条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

（８）官公庁が発注し、平成２７年４月１日以降に完成した水道施設工事、電気工事または機械器具設置工事について、元請業者として税込契約金額に基づく施工実績を有していること。特定ＪＶにあっては、代表者が３億７，０００万円以上、構成員が１億１，０００万円以上の施工実績を有していること。

（９）構成員の出資割合は全ての構成員が３０％以上であること。

（１０）代表者の出資割合が特定JV中最大であること。

（１１）同一工事において、構成員が結成できる企業体の数は１であること。

## 設計技術者の資格要件

#### 入札参加者が本事業における設計を自ら行う場合は、特定ＪＶの代表者又は構成員のうち１者は、次の要件を全て満たすものであること。

##### 次に掲げる要件を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。

###### 管理技術者及び照査技術者は、管理技術者又は担当技術者として、以下の業務と同様の履行実績を有すること。

・ 上水道及び工業用水道における浄水処理能力が５００m３/日以上の急速ろ過施設又は、膜ろ過施設に係る実施設計業務（詳細設計）

###### 管理技術者と照査技術者は、兼任することはできない。

#### 入札参加者が本事業における設計を自ら行わない場合は、「４.１ 入札参加者等の入札参加資格要件」及び次の要件を全て満たす協力企業に下請契約すること。協力企業は、本事業の設計業務全体の管理・照査を行うものとする。なお、設計の一部を入札参加者自らが行う場合、又は協力企業以外の第三者に下請けする場合は、協力企業や第三者を含めた設計業務全体の管理・照査の体制が確保された上で、当市との協議により、可否を決定する。

##### 次に掲げる要件を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。

###### 管理技術者及び照査技術者は、管理技術者又は担当技術者として、以下の業務と同様の履行実績を有すること。

・ 上水道及び工業用水道における浄水処理能力が５００m３/日以上の急速ろ過施設又は、膜ろ過施設に係る実施設計業務（詳細設計）

###### 管理技術者と照査技術者は、兼任することはできない。

# 入札参加者の募集及び落札者選定の手順及び日程

本事業に係る入札参加者の募集及び落札者選定に当たっては、次の手順及び日程で行う。

図表５‑１　事業者の募集及び選定のスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 実施事項 | 日 程 |
| 事業実施の公告 | 令和7年７月３１日（木） |
| 入札説明書等に関する質問の受付期間 | 令和7年８月１日（金）～  令和7年8月１５日（金） |
| 資料閲覧の申込みの受付期間 | 令和7年8月1日（金）～  令和7年8月8日（金） |
| 資料閲覧期間 | 令和7年8月１２日（火）～  令和7年8月２２日（金） |
| 入札公告等に関する質問への最終回答日 | 令和7年8月２９日（金） |
| 入札参加表明書等の受付締切 | 令和7年９月５日（金） |
| 入札参加資格審査結果の通知 | 令和7年9月１９日（金） |
| 入札書等以外の入札時提出書類の受付期間 | 令和７年９月１９日（金）～  令和７年９月２６日（金） |
| 入札書等の配達指定日 | 令和7年９月２６日（金） |
| 開札、ヒアリング実施及び選考委員会開催 | 令和７年１０月２２日（水）（予定） |
| 落札結果の通知 | 令和７年１１月５日（水）（予定） |
| 設計工事請負契約の締結 | 令和７年１１月１２日（水）（予定） |

# 入札参加に関する留意事項

## 入札説明書の承諾

入札参加者は入札参加の申請をもって、入札説明書、要求水準書、設計工事請負契約書（案）及び様式集の記載内容を承諾したものとみなす。

## 費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

## 入札参加において使用する言語・通貨単位及び時刻

入札参加において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 提出書類の取扱い

入札参加者から提出を受けた書類は返却しない。

#### 著作権

提案内容に係る書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、当市が必要と認めるときには、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、落札者に決定したもの以外の入札参加者の提案については、本事業の審査以外には原則として使用しない。

#### 特許権等

提案内容に含められる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

## 提示資料の取扱い

当市が提示する資料は、入札参加に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

## 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札参加に関する留意点等、必要な事項が生じた場合には、特定ＪＶの代表者に通知する。

# 入札の手続き等

## 入札参加資格の確認

入札参加者は、第８章に示す書類を提出すること。なお、本書に示す様式番号については、様式集より引用している。

#### 入札参加表明書等の提出及び入札参加資格の審査

##### 提出書類：第８章に示す書類

##### 提出期限：令和7年9月５日（金）午後５時

##### 提出場所：７.５参照

##### 提出方法：持参、郵送又はメール（提出期限必着）

#### 入札参加資格審査結果の通知

##### 通知期限：令和7年９月１９日（金）

##### 通知方法：入札参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

## 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

#### 受付期限：令和７年８月１日（金）～令和7年8月１５日（金）午後５時

#### 提出方法：電子メールで提出のこと。

　【様式】入札説明書等に関する質問書（様式１）

　【電子メール件名】「入札説明書等に関する質問」

#### 宛先：７.５参照

#### 回答：令和７年８月２９日（金）までに豊田市ホームぺージにて行う。回答に当たっては質問者を匿名化する。

## 資料閲覧

入札参加資格の要件を満たす者に限り、資料閲覧を認める。閲覧資料は、図表７‑１に示すとおりであり、紙資料での閲覧を原則とするが、電子データ（CD-R）が存在するものについては、入札参加者により複製することができる。ただし、機器等の手配は入札参加者にて行うこと。なお、当市が用意した閲覧資料及び電子データは閲覧場所から持ち出すことはできない。

図表７‑１　閲覧資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 設計（検討）委託名称 | 完了時期 |
| １ | 野入浄水場ほか浄水場濁度対策検討等業務委託 | 令和３年７月 |
| ２ | 水道ストックマネジメント計画（目標耐用年数） | 令和２年４月 |
| ３ | 対象施設竣工図 |  |

#### 受付期間：令和7年8月１日（金）～令和7年8月８日（金）

#### 申込方法：資料閲覧申込書を電子メールにて提出のこと。

【様式】資料閲覧申込書（様式２－１）

【電子メール件名】「資料閲覧に関する申込み」

#### 宛先：７.５参照

#### 閲覧期間：令和７年８月１２日（火）～令和７年８月２２日（金）

　　　　　なお、閲覧時に守秘義務の遵守に関する誓約書（様式２－２）を提出すること。

#### 閲覧場所：上水運用センター２F会議室（予定）

## 入札書類の提出

７.１（２）において入札参加資格を有している旨の通知を受けた入札参加者は、入札に参加することができる。

#### 入札時の提出書類

第８章に示す書類を提出すること。

#### 入札書等（入札書、入札価格内訳書、入札価格年度別内訳書、技術提案書類提出書、技術提案書）以外の入札時提出書類の提出方法

##### 提出書類：第８章に示す書類（入札書等以外）

##### 提出期限：令和７年９月１９日（金）〜令和７年９月２６日（金）午後５時

##### 提出場所：７.５参照

##### 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

#### 入札書等の提出方法

##### 提出書類：入札書（様式４－２）、入札価格内訳書（様式４－３）、入札価格年度別内訳書（様式４－４）

##### 提出日：令和７年９月２６日（金）午後5時

##### 提出場所：７.５参照

##### 提出方法：持参又は郵送。郵送の場合は配達指定日とし、簡易書留又は一般書留のいずれかとすること。

## 各書類提出先及び本事業に係る連絡先

　豊田市上下水道局上水運用センター

　〒４７１－００６２　愛知県豊田市西山町５丁目２－８（担当：倉橋、杉村）

　TEL：０５６５－３１－２０２２

　FAX：０５６５－３１－３６２２

　電子メール：j-unyo@city.toyota.aichi.jp

## 入札の辞退

入札参加者は、入札書等の配達指定日の前日までに随時入札を辞退することができる。なお、入札を辞退した入札参加者が、これを理由として次回以降の入札等で不利益な扱いを受けることはない。

#### 受付期限：令和７年９月１９日（金）〜令和７年９月２５日（木）午後５時

#### 提出方法：持参

#### 【様式】入札参加辞退届（様式６－１）

#### 提出場所：７.５参照

## 選考委員会

選考委員会は、選定基準を作成し、選定基準に従い参加者の技術提案書を適切に評価を行い落札候補者を選考するものとする。なお、選考委員会のメンバーは以下のとおりとする。

なお、入札参加者が落札者の決定前までに、本事業について委員会の委員に直接又は間接を問わず接触した場合は失格とする。

図表７‑２　選考委員会メンバー

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所　　　　属 | 氏　　　名 |
| 委員長 | 豊田市上下水道局 副局長 | 中根　武人 |
| 委員 | 豊田工業高等専門学校教授 | 松本 嘉孝 |
| 委員 | 豊橋技術科学大学准教授 | 横田 久理子 |
| 委員 | 豊田市上下水道局 専門監 | 中川 啓二 |
| 委員 | 豊田市上水運用センター所長 | 浦野 大一郎 |

## ヒアリング

#### 開催日時：令和７年１０月２２日（水）午後（予定）

#### 開催場所：上水運用センター２F会議室

#### 備考

##### 入札参加者は選考委員会にて委員に対して技術提案等の提出資料の説明を行う。

##### 説明２０分以内（時間厳守）、質疑応答１５分とする。

##### 出席者は３名以内とする。

##### 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。

##### プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

## 開札

#### 開催日時：令和７年１０月２２日（水）午前１０時～（予定）

#### 開催場所：上水運用センター２F会議室

#### 備考：会場での集合入札となるので入札開始時間までに入場すること。

#### 落札者の決定については、選考委員会の結果に基づき、別途通知する。

## 評価の基準

落札者選定に当たっての評価の基準は、落札候補者選定基準に示すとおりとする。

## 落札者の決定

選考委員会は、審査による非価格要素点と価格点の合計値として総合評定点を算定し、総合評定点の最も高い入札参加者を落札候補者として選定する。総合評価点の最も高い参加者が複数ある場合には、非価格要素点が高い方の参加者を落札候補者とする。なお、非価格要素点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、選考委員会事務局の職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

当市は、選考委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

#### 入札価格（技術提案等の内容に応じた必要コストも含む。）が予定価格（消費税及び地方消費税を　　　含む。）以下であること。

#### 非価格要素点と価格点の配分

非価格要素点と価格点の配分は、次のとおりとする。

総合評定点（１００点満点）＝非価格要素点（６０点満点）＋価格点（４０点満点）

#### 落札者及び審査結果の通知

当市は、落札者及び審査結果については、落札決定者へ個別に通知する。なお、電話等による問合せには応じない。

## 低入札調査価格

７.１１に掲げる落札候補者が、２.１１に定める低入札価格調査基準価格を下回っていた場合、当市が低入札価格調査を実施する。

# 提出書類

入札参加者は、入札参加資格確認申請時及び入札時に以下の書類を提出すること。

## 入札参加資格確認申請時の提出書類

図表８‑１　入札参加資格確認申請時の提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式番号 | 提出部数 |
| 入札参加資格確認申請時提出書類一覧表 | 様式３－１ | 1 |
| 入札参加表明書 | 様式３－２ | 1 |
| 入札参加者の構成員一覧表※ | 様式３－３ | 1 |
| 入札参加資格確認申請書 | 様式３－４ | 1 |
| 委任状※ | 様式３－５ | 1 |
| 共同企業体協定書※ | 様式３－６ | 1 |
| 設計に係る通知書 | 様式３－７ | 1 |
| 配置管理技術者届出書 | 様式３－８ | 1 |
| 配置照査技術者届出書 | 様式３－９ | 1 |
| 配置監理技術者届出書 | 様式３－１０ | 1 |
| 【添付書類】 |  |  |
| 登記事項証明書（入札公告日以降に交付されたもの） |  | 1 |
| 定款 |  | 1 |
| 決算報告書（直近１か年） |  | 1 |
| 特定建設業許可通知書の写し |  | 1 |
| 最新の経営事項審査に基づく総合評定値通知書の写し |  | 1 |

## 入札時の提出書類

図表８‑２　入札時の提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | | 様式番号 | 提出部数 |
| 入札時提出書類一覧表 | | 様式４－１ | 1 |
| 入札書 | | 様式４－２ | 1 |
| 入札価格内訳書 | | 様式４－３ | 1 |
| 入札価格年度別内訳書 | | 様式４－４ | 1 |
| 技術提案書提出届 | | 様式５－１ | 1 |
| 技術提案書 | 技術提案書　表紙 | 様式５－２－１ | 7 |
| 様式５－２－２ |
| １ 事業計画に関する事項 | 様式５－３ |
| ２ 設計・施工・工程等に関する事項 | 様式５－４ |
| ３ 維持管理に関する事項 | 様式５－５ |
| ４ 環境配慮に関する事項 | 様式５－６ |
| ５ その他に関する事項 | 様式５－７ |

# 当市と事業者の責任分担

## 基本的考え方

契約に基づく本事業における設計業務、工事遂行上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、当市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、当市が責任を負うものとする。

## 予想されるリスクと責任分担

当市と事業者との責任分担は、設計工事請負契約書（案）及び別紙１「リスク分担表」に示すとおりである。

# 契約に関する事項及び対価の支払い

## 契約の締結

落札者の決定後、速やかに当市と落札者は、入札説明書等及び入札書類に基づき、設計工事請負契約書案により落札者を事業者とする契約を締結する。

落札者が「１０.２ 契約を締結しない場合の条件」に該当する場合は、契約を締結しない場合がある。

## 契約を締結しない場合の条件

落札者決定日の翌日から契約までの間、落札者（構成員を含む）が入札参加資格を欠くに至った場合、当市は落札者と契約を締結しない場合がある。

また、落札者が以下のいずれかに該当するときは、当市は契約を締結しないことができる。この場合において、当市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

#### 著しく信義に反する行為があったことが明らかとなり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

#### 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

## 契約保証金

設計工事請負契約書に基づくものとする。

## 契約の枠組み

#### 契約及び設計、工事の流れ

##### 当市は、落札価格に消費税及び地方消費税を加えた額を契約金額として、事業者と「設計工事請負契約書」を締結する。契約締結後、事業者は当市が設定する工区（最小の支払い単位）毎に、設計から工事へと進めなければならない。

##### 事業者は、工区毎の詳細設計完了後、当市に設計図書を含めた設計成果品を提出する。当市は、設計図書の内容に基づき出来高検査を行うとともに設計成果品を受領し、当該設計の部分引渡しを行う。

##### 契約期間中に生じる設計図書の変更は、「リスク分担表」に基づき行う。

##### 当市は、設計工事請負契約書に定める各会計年度における請負代金の支払限度額の範囲内で出来高検査を行い、請負代金を支払う。事業者は、工区の出来高検査を行い、部分引渡しを行う。

##### 当市が設定する工区は、「２．７ 対象施設及び業務」 図表２－１ 対象施設の概要に示すとおり。

# 対価の支払い

## 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

図表１１‑１　費用の構成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 目 | | 該当する業務 | 備 考 |
| 設計 | 設計費 | 詳細設計業務 |  |
| 工事 | 工事費 | 工事 |  |

## 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、当市が調達するものとする。

## 費用の支払方法

設計及び工事に係る費用の支払いについて、事業者の入札金額を基に設計工事請負契約書に定めた金額を各年度において事業者に支払う。

なお、費用の支払いについては、令和７年度から令和９年度までの期間で支払うことを想定しており、予定価格に対する各年度の支払限度額割合はおおむね以下のとおりとする。

　・令和７年度　約１０％

　・令和８年度　約４０%